

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務について

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	寄附の受納に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)を希望者にはメールにて「ふるさとPASS」オンラインワンストップ申請についてのご案内をする。また、オンラインにて申請されない方は紙での申請を行う。 寄付者は、マイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請または、申請書に記載して町へ返送のどちらかを行う。 申請書を受領またはオンライン申請があった場合はワンストップツールというシステムへ入力、管理を行う。 1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXにて各市区町村長へデータ送信する。
③システムの名称	ワンストップツール eLTAX(団体間回送機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第4項及び別表24の項 地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興課
②所属長の役職名	地域振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ワンストップ事務では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。また、特定個人情報の記載のある申請書等は取扱記録簿にて保管・作業事務等の管理を厳守し管理体制を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	外部サービスを導入・構築時、システム提供者と情報セキュリティに関する対策について明確にし、アクセス制御・不正な権限利用等情報セキュリティの適切な取扱いについて対策し記録する。また、J-LISによる情報セキュリティの外部研修を行うことで意識の向上を図っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I 関連情報1-②事務の概要	市町村に送付する。	市町村にeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて送付する。	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	地域振興課長 永田ひろ子	地域振興課長	事後	
平成31年3月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月27日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅳ6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	-	事後	
令和3年7月1日	Ⅳ6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	-	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報1-②事務の概要	希望者については、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)を町へ返送し、町は当該データを電子データにて管理する。最終的に一年間の情報をまとめ、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を、寄附者の住民票住所地の市町村にeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて送付する。	寄付者は申請書に記載して町へ返送、またはマイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請のどちらかを行う。申請書を受領またはオンライン申請があった場合はmotiONEというシステムへ入力、管理を行う。1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXで各市区町村長へデータ送信する。	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報1-③システムの名称	ワンストップ特例管理システム	motiONE eLTAX(団体間回送機能)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I 関連情報1-②事務の概要	寄付者は申請書に記載して町へ返送、またはマイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請のどちらかを行う。 申請書を受領またはオンライン申請があった場合はmotiONEというシステムへ入力、管理を行う。 1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXで各市区町村長へデータ送信する。	寄附の受納に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)を希望者にはメールにて「ふるさとPASS」オンラインワンストップ申請についてのご案内をする。また、オンラインにて申請されない方は紙での申請を行う。 寄付者は、マイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請または、申請書に記載して町へ返送のどちらかを行う。 申請書を受領またはオンライン申請があった場合はワンストップツールというシステムへ入力、管理を行う。 1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXにて各市区町村長へデータ送信する。	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報1-③システムの名称	motiONE eLTAX(団体間回送機能)	ワンストップツール eLTAX(団体間回送機能)	事後	
令和6年12月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和5年7月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠法令	番号法第9条第3項、別表第一項番16	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第4項及び別表24の項 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和6年12月1日	IV2.特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV3.特定個人情報の使用(目的を超えた紐付け)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV3.特定個人情報の使用(権限のない者)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV4.特定個人情報ファイルの 取扱い委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV5.特定個人情報の提供・移 転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV7.特定個人情報の保管・消 去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV8.人の手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年12月1日	IV10.従業者に対する教育・啓 発	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月1日	IV11.もっとも優先度が高いと 考えられる対策	なし	項目追加	事後	